

# 治療用装具 画像貼付台紙

- 撮影した画像は、下記の枠内に貼付してください。(縮小できない場合は台紙に貼付しなくても構いませんが、もれなく添付してください。)
- 作製した全ての装具を撮影してください。(台紙が2枚以上になってもかまいません)
- 現物を確認するため、カタログやインターネットからの転写はしないでください。
- 装具の形状、仕様(記載事項)等が確認できない場合は再提出をお願いすることがあります。

保険証記号 - 番号	被保険者氏名	受診者氏名 (続柄)	撮影日
-		( )	年 月 日

<p>①正面</p> <p>※靴の中敷きは、靴から取り出し上から撮影してください。</p>	<p>②背面(正面の反対側)</p>
---	--------------------

<p>③側面 (右側)</p>	<p>④側面 (左)</p>
-----------------	----------------

<p>⑤下・底</p>	<p>⑥ロゴ、商標、サイズその他付属品等</p>
-------------	--------------------------

平成31年4月1日より「治療用装具」の申請時には

## 「装具作製確認書」と「装具の画像」もご提出ください

厚生労働省からの通知に基づき、「治療用装具」の申請方法が変わりました。

平成31年4月1日以降に「治療用装具」を申請する際には、従来の申請書類(下記参照)に加えて、

● 装具作製確認書 ● 装具の画像 をご提出ください。

「実際に作製された装具」が「医師が作製指示した装具」と同一であることを確認し、給付の適正化を図るためです。

みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※小児弱視等の治療用メガネ(コンタクト)・リンパ浮腫のための弾性着衣・義肢については、「装具作製確認書」と「装具の画像」添付は不要です。

### 「治療用装具」申請に必要なもの

- ① 療養費[装具]支給申請書
- ② 医師の証明書  
(装着指示書・意見書)
- ③ 装具内訳明細および領収書  
(フルネーム記載)
- ④ 装具作製確認書
- ⑤ 作製した装具の画像  
(専用貼付台紙に装具の画像を  
貼り、提出)

※①、④、⑤(専用貼付台紙)の書類は必ず  
健保ホームページからダウンロードでき  
ます。

※申請に必要な書類は療養費[装具]支給申  
請書でもご確認いただけます。

#### 撮影方法

作製された装具を、下記の方向、  
箇所について撮影してください。  
※図は一例です。足以外の装具も同様に  
撮影してください。



### ご確認ください

「治療用装具」が療養費の対象となるのは、下記  
の条件を満たす場合のみです

- ・医師の指示に基づいて作製されたものである
- ・治療のために必要不可欠なものである  
(治療上必要がなくなったら外すことができる装具)
- ・患者の体に合わせて作られたオーダーメイド品  
である

以下の場合には「治療用装具」とは認められません

- ・症状が固定した後装着したもの
- ・市区町村の福祉制度から給付が受けられるもの

※障害者手帳を提示して作製する装具は「補装具」とな  
り福祉医療制度の対象になります。

#### ★こんな場合は支給対象外

- ・運動時のケガ防止、再発予防またはパフォーマンス向上を目的としたもの
- ・同一装具を複数作製(屋内用・屋外用など)の場合は1つのみ支給対象です

※たとえ医療機関や装具作製業者から「後で払い戻しが受けられる」と説明があっても、適正な治療用装具でない療養費支給の対象とはなりません。